

日中食品安全推進イニシアチブ覚書

2010 年度行動計画

2010 年 5 月 31 日の「日中食品安全推進イニシアチブに関する日本国厚生労働省と中華人民共和国国家質量監督検験検疫総局との覚書」(以下「覚書」という。)の下で、日本国厚生労働省と中華人民共和国国家質量監督検験検疫総局(以下「双方」という。)との間で策定される 2010 年度行動計画は次のとおりとする。

1. 食品安全情報交換に関する連絡窓口の構築

双方はそれぞれ連絡窓口として部門及び担当者を指定する。連絡窓口を変更する場合、事前に書面により相手側に連絡する。日本側の連絡窓口は日本国厚生労働省食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室、中国側の連絡窓口は中国国家質量監督検験検疫総局輸出入食品安全局食品安全第二処とする。

(注：個人情報を含む部分については空白としています。)

2. 実務者レベル協議の開催

2010 年度、前期(4 月から 9 月まで)は中国において、後期(10 月から 3 月まで)は日本において実務者レベル協議を開催する。実務者レベル協議では、以下 3. に示す双方の具体的な関心事項について協議する。

3. 解決を促進すべき双方の具体的な関心事項

(1) 中国側の関心事項

日本産水産品、調味品等の重金属(ヒ素、鉛、カドミウム等)に関する基準違反の問題

日本産菓子類等加工品、水産品の微生物(細菌数、大腸菌群、リステリア菌等)に関する基準違反の問題

日本産砂糖菓子等加工品中の食品添加物(ソルビトール、ガーデニア・イエロー、サンセット・イエロー等)に関する基準違反の問題

日本産焼酎等に添加される禁止添加物(金箔等)に関する問題

(2) 日本側の関心事項

中国産冷凍食品の微生物(細菌数、*E. coli*、大腸菌群)に関する基準違反の問題

中国産豚肉製品の動物用医薬品(クレンブテロール)に関する残留基準違反の問題

中国産ねぎの農薬(アルジカルブ・スルフォキシド)に関する残留基準違反の問題

中国製器具、容器包装及びおもちゃ(乳幼児用)の規格基準違反の問題

以上の具体的な双方関心事項について、円滑な改善推進のため、双方は事前に実務レベルで協議を行い、必要に応じセミナー開催及び情報交換を行う。

4．現地調査の実施

上述の具体的な問題の進展状況を確認するため、外交ルートを通じて相手国政府からの同意が得られたことを前提に、相手側の関連施設において現地調査を実施する。

5．行動計画の実施期間

本行動計画は、2010年6月1日から覚書に基づいて開催される次回の閣僚会議までの期間実施される。